

国際社会からみた国家緊急権

国家緊急権が、国際人権法や諸外国の憲法においてどのように定められているのか、どのように考えられているのかについて紹介いただきます。

自民党の憲法改正草案では「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」に憲法秩序を一時停止する規定を定めていますが、この自民党の草案が国際人権法や諸外国の憲法に鑑みてどのような問題があるのか、お話しいただきます。

是非ご参加下さい。

◆講師プロフィール◆

阿部 浩己氏

1958年生まれ。早稲田大学大学院卒。

現在は神奈川大学大学院法務研究科教授として、国際人権法、国際関係法等を担当。

「人権」の視点に立って国際法にかかわる諸事象を分析し、国連の人権保障システム、地域人権保障、国際人権訴訟、難民の処遇等の研究を進めている。

- 日時 2016年 5月21日(土)
14時30分～開演
- 講師 阿部 浩己氏
(神奈川大学大学院 法務研究科教授)
- 会場 大阪弁護士会館 904号室



<会場へのアクセス>

- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」
1号出口から徒歩10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」
26号階段から徒歩7分
- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」
出口1から徒歩5分

<住所>

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5
Tel: 06-6364-0251(案内テープ)

入場無料・予約不要

主催 : 自由人権協会大阪・兵庫

http://www.ki.rim.or.jp/~jclu_oh ◆E-mail: jclu_oh@ki.rim.or.jp ◆Tel 06-6364-3051 / Fax 06-6364-3054